

特別医療費助成制度について

小学校就学前のお子さんや重度心身障害者、ひとり親家庭の方などが医療機関で支払われる自己負担額の一部を助成する制度です。

申請により、特別医療費受給資格証を交付します。受給資格証は県内の医療機関で健康保険証と一緒に提示してください。

申請及び各種手続きをすることは住民課または溝口分庁舎総合窓口課です。

①対象となる方（伯耆町に住民登録をされている下記の方）

対象となる方	受給者が負担する額	申請に必要なもの
5歳未満（5歳の誕生月の末日まで）の乳幼児	入院1,200円/1日	印鑑、健康保険証
特定の疾病の治療が必要と医師が認めた方		印鑑、健康保険証 児童等特定疾病医療意見書
18歳まで（18歳になった年の3月末まで）の子供を養育する扶養義務者とその子供 *ただし所得税非課税世帯に限る	通院530円/1日 （通院は同一医療機関で月4回まで）	印鑑、健康保険証 児童扶養手当証書あるいは年金証書 世帯全員の前年の収入がわかるもの （所得課税証明書、源泉徴収票など）
身体障害者手帳1・2級の交付を受けた方	医療費の自己負担額はなし	印鑑、健康保険証 身体障害者手帳又は療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
IQ50以下で身体障害者手帳3・4級の交付を受けた方		
療育手帳A判定を受けた方		
精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けた方		
5歳（誕生月の翌月）から就学前までの幼児	入院1,200円/1日	印鑑、健康保険証

* その他、入院時の食事料が助成される場合があります。

②県外の医療機関で受診された場合

受給資格証は使えませんので、領収書（レシートは不可）印鑑、通帳を役場に持参してください。申請により受診の際にかかった自己負担額から上記表の一部負担額を差し引いた額をお返しします。

③更新手続きについて

現在、受給資格証の有効期限が切れている方は更新手続きが必要です。受給資格証を確認のうえ、必要なものを持参して、早めに更新手続きにお越しください。

④その他の手続きについて

受給資格証をお持ちの方で、健康保険を変更した場合や受給資格証を紛失された場合には印鑑と健康保険証を持参して手続きにお越しください。

問合わせ先

住民課 ☎ 68 - 3115

* 来月は町医療費助成制度について掲載する予定です。